

◆レクリエーション保険の特徴

特徴1

レクリエーション参加中のケガによる入通院費用や、他人への賠償責任を補償します（**熱中症の危険も補償**）

特徴2

主催者・参加者全員（ご家族ご友人含む）が補償の対象となります
※お申込みいただける行事は**アイシングループ従業員様が主催する行事**となります

特徴3

ご希望に応じて「**賠償責任保険**」にもご加入いただけます

特徴4

申込書は**アイシン開発のHPよりダウンロード**、提出は**メールでOK**



野球の試合中にケガをした。



見学会用のテントの支柱が倒れ、見学者にケガをさせた。……等

◆補償内容（保険金額）と保険料（1日1名あたり）について

《お申し込みにあたっての留意点》

傷害保険は**必須加入**、賠償責任保険は**任意加入**となります

《必須加入》傷害保険

・下記は行事例です。記載のない行事の場合もお気軽にアイシン開発へお問合せください
・熱中症危険補償特約がセットされております

区分	行事名	①	②	③
A	ソフトボール、軟式テニス、ボーリング、卓球 バレーボール、水泳、ハイキング、バドミントン オリエンテーリング、バーベキュー、ドッジボール ゴルフ、魚のつかみどり、植樹会、清掃 見学会、ウオークラリー、観劇、ものづくり講座 防災ボランティア、インターンシップ など	ケガ死亡後遺障害 102万円	ケガ死亡後遺障害 573万円	ケガ死亡後遺障害 926万円
		ケガ入院 1,500円	ケガ入院 5,000円	ケガ入院 10,000円
		ケガ通院 1,000円	ケガ通院 3,000円	ケガ通院 5,000円
		保険料：10円	保険料：40円	保険料：70円
B	軟式野球（準硬式を含みます）、駅伝、運動会 サイクリング、キャンプ（日帰り）、体操競技大会 陸上競技大会、魚釣り（船使用不可） バスケットボール、スケート、キックベース など	ケガ死亡後遺障害 116万円	ケガ死亡後遺障害 611万円	ケガ死亡後遺障害 1,286万円
		ケガ入院 1,500円	ケガ入院 5,000円	ケガ入院 10,000円
		ケガ通院 1,000円	ケガ通院 3,000円	ケガ通院 5,000円
		保険料：50円	保険料：200円	保険料：400円
C	硬式野球、サッカー（フットサルを含みます） スキー、柔道、空手、相撲、合気道、ラグビー ホッケー、プレジャーボートでのクルージング など	ケガ死亡後遺障害 116万円	ケガ死亡後遺障害 605万円	ケガ死亡後遺障害 986万円
		ケガ入院 1,500円	ケガ入院 5,000円	ケガ入院 10,000円
		ケガ通院 1,000円	ケガ通院 3,000円	ケガ通院 5,000円
		保険料：100円	保険料：400円	保険料：700円

《任意加入》賠償責任保険

行事名	保険金額	保険料
すべての行事共通	1億円	50円

◆お申し込み方法について

①アイシングループ レクリエーション保険申込書 兼 通知書にご入力いただきアイシン開発にご提出ください

《申込書入手方法》

アイシン開発(株)保険サービス事業本部のホームページトップ (<https://www.aisin-hoken.jp/>) より、
保険の種類で選ぶ ⇒ レクリエーション保険 をクリックし進んでください

《提出先アドレス》 ad-koutsuanzen@aisin-ad.co.jp

※行事の実施日より前にご提出ください

※天候により行事が延期もしくは中止となった場合は速やかにアイシン開発までご一報ください

②アイシン開発より保険料請求書をお送りさせていただきますので、期日までにアイシン開発にて着金確認ができるようにお手続きください

※支払い方法は、アイシン開発の口座への振込みとなります。振込手数料はお客様にてご負担ください。

※お支払期限は、申込日の1週間後とさせていただきます（原則実施日前日まで）

※保険料領収証は発行していません。必要な場合のみお申し出いただけましたら受領証を発行させていただきます

⇒手続き完了です

◆ 傷害保険とは？ 賠償責任保険とは？

傷害保険とは？

行事に参加している間の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払します

《事故例》

- ・テニスのプレー中、ボールが目当たりケガをしてしまった
- ・ウォーキング中、段差に気が付かず転倒し骨折してしまった

ケガをした原因が、ご自身にあるか相手にあるかを問わず、ケガに対する保険金をお支払いいたします

賠償責任保険とは？

主催者の行事運営上の不備に起因して、第三者の身体や財物に損害を与えたことによる法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害を補償します

《事故例》

- ・強風により受付のテントが倒れ参加者にケガをさせてしまった

主催者の過失により、他の参加者を含む第三者の身体や財物に損害を与えてしまった場合、法律上の賠償責任負担額をお支払いいたします

お支払いできない場合の詳細につきましてはパンフレットなどを必ずご覧ください。

《ご参考》傷害保険と賠償責任保険の補償範囲イメージ

	物損	ケガ
参加者	×	傷害保険
第三者	賠償責任保険※1	

※1 ・主催者に過失がある場合に限り
・参加者の過失による第三者の物損、ケガは補償対象外です

◆レクリエーション保険は行事参加者の傷害危険補償特約を付帯した傷害保険のペットネームです。

◆このご案内は「行事参加者の傷害危険補償特約を付帯した傷害保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり（約款）」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、アイシン開発または引受保険会社までお問い合わせください。

◆損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱い代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<取扱代理店>

アイシン開発株式会社 〒448-8525 愛知県刈谷市相生町3-3富士ビル3F

保険サービス事業本部 リスクソリューション部 コーポレートサービスG TEL:0566-27-8720（平日 9:00～17:00）

《本件に関する問合せ先》

お申込みや補償内容に関するご質問、保険金請求の手続きなど本件に関するお問い合わせは以下へご連絡をお願い致します

E-Mail : ad-koutsuanzen@aisin-ad.co.jp

<引受保険会社> 損害保険ジャパン株式会社 モビリティ開発部 刈谷営業課

SJ25-03338 2025/06/23